

令和4年6月6日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

基本測量 (電子国土基本図 (地図情報) 修正)

2 作業期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 作業地域

富山県全域

基本測量の終了

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第14条第 2 項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終った旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

令和4年6月6日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

基本測量 (国土広域情報 修正)

2 作業期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 作業地域

富山県全域

公共測量の実施

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

令和4年6月6日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和4年3月18日から令和4年9月30日まで
- 3 作業地域
富山県 富山市 中大久保・塩 地区

公共測量の中止

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から通知があった公共測量について、次のとおり中止する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年6月6日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域
富山県全域

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和4年4月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年6月6日

富山県監査委員 筱 岡 貞 郎
富山県監査委員 永 森 直 人
富山県監査委員 天 坂 幸 治
富山県監査委員 高 橋 正 樹

1 監査対象箇所		監 査 年 月 日
教育委員会	入 善 高 等 学 校	令和4年4月21日
同	八 尾 高 等 学 校	令和4年4月18日
同	富 山 西 高 等 学 校	令和4年4月18日
同	高 岡 工 芸 高 等 学 校	令和4年4月25日
同	高 岡 商 業 高 等 学 校	令和4年4月25日
同	氷 見 高 等 学 校	令和4年4月19日
同	富 山 高 等 支 援 学 校	令和4年4月18日
同	高 岡 支 援 学 校	令和4年4月14日
同	高 岡 高 等 支 援 学 校	令和4年4月14日
公安委員会	入 善 警 察 署	令和4年4月27日
同	黒 部 警 察 署	令和4年4月21日
同	氷 見 警 察 署	令和4年4月19日
同	南 砺 警 察 署	令和4年4月26日
同	小 矢 部 警 察 署	令和4年4月25日

2 監査対象年度

令和2年度及び令和3年度

3 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると

認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<指摘事項>>

ア 住居手当の支給に誤りがあった。（高岡工芸高等学校）

<<注意事項>>

ア 資金前渡金の取扱いに適正を欠くものがあった。

イ 交通事故による損害が生じた。
